

第2回 西宮市公共事業評価委員会  
西宮北口駅北西地区  
都市再生整備計画事業（事後評価）

議 事 録

平成25年11月29日

# 平成 25 年度西宮市公共事業評価 第 2 回評価委員会 議事録

1. 委員会の日時 平成 25 年 11 月 29 日（金）午前 11 時 00 分～午後 0 時 10 分

2. 場 所 西宮市役所 本庁舎 4 階 441 会議室

3. 委員会の現在数及び出席した委員の数

(1) 委員の定数 6 名

(2) 出席した委員 4 名

4. 出席委員の氏名

西井 和夫（流通科学大学 総合政策学部 教授）会長

吉田 有里（甲南女子大学 人間科学部 准教授）副会長

近藤 民代（神戸大学大学院 工学研究科 准教授）

鈴木 利友（武庫川女子大学 生活環境学部 准教授）

5. その他の出席者 西宮市

青山 弘 西宮市 政策局 政策総括室 参与

吉田 祥頼 西宮市 政策局 政策総括室 都市政策課 課長

樋口 克利 西宮市 政策局 政策総括室 都市政策課 課長補佐

松原 瑛 西宮市 政策局 政策総括室 都市政策課 副主査

田谷 憲之 西宮市 都市局 都市総括室 室長

溝口 勝也 西宮市 都市局 都市総括室 市街地整備課 課長

藤井 清一 西宮市 都市局 都市総括室 市街地整備課 係長

安達 裕紀 西宮市 都市局 都市総括室 市街地整備課 副主査

田中 友樹 西宮市 都市局 都市総括室 市街地整備課 技師

6. 審議の内容

西宮北口駅北西地区都市再生整備計画事業の事後評価について

7. 議事の概要

審議は、最初に事後評価制度の概要、当該地区のまちづくりの経緯、事業の実施内容、事後評価手続きについて所管部局である都市局が説明し、委員からの質疑の後に意見の取りまとめが行われた。続いて今後のまちづくり方策についても都市局が説明し、委員からの質疑の後に意見の取りまとめが行われた。最後に今後の事後評価手続きのスケジュールについて都市局が説明し閉会した。

## 8. 発言内容

### 【会 長】

それでは、西宮北口駅北西地区都市再生整備計画事業の事後評価を始めさせていただきます。事業担当部局である都市局都市総括室市街地整備課から説明をお願いします。

### 【担 当 課】

西宮北口駅北西地区都市再生整備計画事業は、平成 21 年度より事業に着手しており、事業の最終年度である今年度に事後評価を実施しております。本日は、この事後評価の内容につきまして、委員の皆様より忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。それでは、市街地整備課長の溝口より、事業の概要等につきまして、ご説明致します。

### 【担 当 課】

本事業は、平成 21 年度に「まちづくり交付金」の事業として採択され、地域の特性を活かした「まちづくり」を実施してまいりました。現在は「社会資本整備総合交付金」に統合され、「都市再生整備計画事業」として位置づけられています。

本事業では、国の「まちづくり交付金交付要綱 第 8」に規定されている「事後評価」を行う必要があります。参考資料 2 実施要領の「評価方法、評価項目」に基づいて実施しております。今回は、この「事後評価」に対して、委員の皆様にご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

先日 11 月 1 日に行いました現地説明会で、事業概要についてはご説明しておりますので、要点だけご説明致します。

当地区は、本市都市核の 1 つである「西宮北口駅周辺地区」の駅北西部に位置しております。これまでに、北東地区と南西地区は、区画整理事業や再開発事業が行われ、南東地区については阪急西宮ガーデンズが整備され、それぞれ都市機能が更新されております。この北西地区については、昭和初期の 1930 年頃に阪急電鉄の前身である阪神急行電鉄により開発された地域であり、阪神淡路の震災後も、ほとんど都市の再生整備を行っていないところでした。

そこで今回、地元「街づくり協議会」から提案された「まちづくり提案書」に基づき、市がオブザーバーとして協議会に参画しながら、街のリニューアルや魅力向上を図るための整備を行ってきました。

本事業の区域面積は 40.3ha、総事業費は 4 億 4,380 万円、事業期間は平成 21 年度から平成 25 年度の 5 ヶ年となっております。「安全・安心・快適・活性」を基本理念として、街のリニューアルや魅力向上のために、歩行空間の整備、車道のカラー舗装化、津門川護岸の修景整備、照明の整備、西宮北口駅北西口のエスカレーター整備などを行ってまいりました。目標を定量化した指標として、「歩行環境への満足度」、「津門川沿道の歩行者流動量」、「駅の利用しやすさ」を設定しています。

それでは、事後評価手続きについて説明させていただきます。

## (1) 事後評価手続きにかかる審議

### 【担当課】

議事の3、事後評価手続きについてご説明致します。

まず、事後評価の方法書についてです。お手元の資料『事後評価方法書』をご覧ください。

国の実施要領により事後評価を開始する前に「方法書」により事後評価の手順を定めることになっております。今回、この「方法書」に従って事後評価を実施しております。

成果の評価ということで、1頁～3頁に目標を定量化する指標に対する評価値の求め方を定めております。指標1と指標3は、地域住民へアンケートを全戸配布し、満足度の調査を行っております。指標2は津門川沿いの交通量調査です。事業実施前に求めた方法と、同じ方法で、事業最終年度の事後評価時の値を求めることとして定めております。

次に5頁の実施過程の評価です。「住民参加プロセスの実施状況」および「持続的な街づくり体制の構築状況」については、市もオブザーバーとして地元の街づくり協議会に参加しておりますので、その協議会での活動内容を確認することとしております。

効果発現要因の整理、今後の街づくり方策の作成につきましては、庁内の関係部局において確認、整理を行うこととしております。

続いて、指標の達成状況についてです。お手元の資料『事後評価の添付資料 添付様式2-①』をご覧ください。

指標1は「歩行環境への満足度」、指標2は「津門川沿道の歩行者流動量」、そして指標3は「駅の利用しやすさの満足度」として設定しています。

指標の調査結果については、お手元の資料、『参考資料5の事業評価指標調査結果』をご覧ください。調査結果のバックデータです。

アンケートの回収部数は従前が397、評価値となる従後は394で、性別、年齢、職業等から、従前従後で、ほぼ同じ方に回答をして頂いていると考えられます。

円グラフの最後に横棒グラフでアンケート結果をまとめております。

指標1は、アンケート問3-1の結果となっており、従前値の満足度が36.0%に対し、今回計測した評価値が79.0%となっており、約43.0%と大幅に増えております。

道路改良、遊歩道整備、照明等整備による歩行環境の向上、および、主要な交差点へのイメージハンプ整備による通過交通の抑制などにより、効果を発現したと考えております。

指標3も、同じアンケートの間3-6「駅の利用しやすさの満足度」の調査であり、従前値の満足度が75.0%に対し、今回計測した評価値が95.0%で、約20%増えております。こちらは、下りエスカレーターへの整備による駅周辺地区との回遊性の向上、および、駅前公園のバリアフリー化による駅へのアクセス性の向上による効果があったと考えております。その他の質問の項目につきましても満足度は概ね80%以上の結果となっております。

指標2は「津門川沿道の歩行者流動量」を計測しております。事業実施前は平成20年度、実施後は最終年度の平成25年度に計測を行いました。

指標2の計測結果ですが、従前値の2,832人に対して、今回計測した評価値が3,313人と

なっており、481人増加しております。

歩行者と自転車の増加の内訳ですが、歩行者で190人の増加、自転車で291台の増加という結果になりました。

続いて、実施過程の評価についてです。お手元の資料『事後評価の添付資料 様式3-②』をご覧ください。

住民参加プロセスの実施状況につきましては、まちづくり活動支援事業として、地元の街づくり協議会へ専門家であるコンサルタントを派遣しました。

地元の街づくり協議会の名称は、「にしきた街づくり協議会」で、区域内の4つの自治会と、にしきた商店街等の3団体から構成されております。協議会の開催頻度は、概ね月に1回開催しており、これまで協議会を74回、工事説明会を2回、街づくりニュースの発行を9回行いました。ニュースは資料6に添付しております。当協議会は、平成19年7月に発足し、現在も継続されております。当協議会は、当地区のまちづくりについて市へ提案を行い、市と協働で「まちづくり事業」を実施するとともに、公共空間の管理や活用、イベントの開催などの「まちづくり活動」に取り組みました。市もオブザーバーとして協議会に、参画しながら協働で事業を進めてまいりました。

続いて、持続的なまちづくり体制の構築状況についてです。お手元の資料、『事後評価の添付資料 様式3-③』をご覧ください。

「にしきた街づくり協議会」において、都市再生整備計画事業が終了後も持続的に「まちづくり活動」を継続することになりました。

今後の協議会の展開につきましては、協議会提案による「まちづくり事業」完了後も継続して、ソフト事業などに取り組むこととし、具体的な活動内容につきましては現在も検討中の段階です。

なお、市としましては、「にしきた街づくり協議会」が、より安全で安心・快適・活性な「まち」となるようなソフト事業等に対して、必要に応じて支援をすることにしております。

続いて、効果発現要因の整理についてです。お手元の資料『事後評価の添付資料 添付様式4-①、②』をご覧ください。

指標1「歩行環境への満足度」に直接的に貢献のあった事業は、四十谷川の交差点改良、阪急今津線沿いの道路改良、主要路線の照明改善、津門川沿いの遊歩道整備、駅のエスカレーター整備を挙げております。◎で表しております。

また、これらのハード整備に加えて、地元による不法駐輪撲滅運動や「ゆっくりのまち」をPRするイベントの開催などの取り組みも、地域の安全性の向上に寄与していると考えております。

指標2「津門川沿道の歩行者流動量」に直接的に貢献のあった事業は、津門川沿いの歩行者系案内板、津門川沿いの遊歩道整備や柵の修景整備を挙げております。

指標3「駅の利用しやすさの満足度」には、直接的貢献のあった事業は、エスカレーターの整備を挙げております。

最後に、事後評価原案の公表についてです。お手元の資料、『事後評価の添付資料 添付様式7』をご覧ください。

平成25年10月24日から平成25年11月6日までの2週間公表を行いました。公表方法は、市のホームページへの掲載、担当課である市街地整備課の窓口、地区に隣接するアクタ西宮ステーションの窓口、で公表・閲覧を行い意見の受付を行いました。

結果は、住民からの意見が1件、「北西地区の道路状況が悪すぎる。幅員は狭く一方通行が多いため交通渋滞を引き起こしている。また阪急今津線が高架でないことも町の状況を悪化させている。今後の町づくりに活かしてほしい」というものでした。

立体交差事業等につきましては、今後の市の財政状況等も勘案し、長期的なスパンで関係機関と検討していく必要があると考えております。

以上が議事3「事後評価手続き」に関する説明でございます。

#### 【会 長】

それでは、説明がありました「事後評価手続き」について質問、意見等を受けたいと思います。

方法書に記載している各指標で、フォローアップの必要性が全てなしになっていますが、こういった理由から、そのような判断を行ったのでしょうか。

#### 【担 当 課】

アンケート調査を実施する時点では、津門川沿い道路柵修景整備の甲風橋以南の一部の区間及び交差点イメージハンブ整備の2箇所、生物案内板が今年度整備するため未施工でしたが、施行済み箇所と同様に整備することを、リーフレットにより地区内の住民に周知しアンケート調査を行いました。その他の工事につきましては平成24年度までに全て完了しております。交通量調査も、津門川沿いの遊歩道整備が全て完了してから実施しております。いずれの調査結果も十分に確定した評価値として扱えるものと考え、フォローアップの必要性はなしと判断しております。

#### 【会 長】

事後評価の手続きとして、評価値の測定のフォローアップはなしということで、今後のまちづくりについては別途検討していくということでしょうか。方法書に今後のまちづくりの方策の記述がありますが、事後評価手続きとの関係について補足説明をお願いします。

#### 【担 当 課】

方法書では、事業の実施主体である西宮市がこの都市再生整備計画事業の終了後においても、その効果を持続させるためには今後この地区でどのような街づくりの考え方が必要となるのか、庁内の関係部局が集まり、指標の達成状況等の検証結果も踏まえた上で検討するということを定めております。

今後のまちづくりの方策の内容につきましては、議事の4でご説明致します。

【会 長】

事後評価を行うべき時期は、事業が完了した直後ではなく、県等の場合は、事業が完了して5年程経過してから行う場合もあります。施設が供用開始されてから、すぐに効果が発現されるものもあれば、そうでないものもあります。しかし、まちづくり交付金の制度では事業の最終年度に事後評価を実施することとなっていますので、今後のまちづくり方策も含め今回実施しているということですね。

【担 当 課】

はい。

【会 長】

アンケートの問3-3「駅前商店街の利便性や快適性について」という設問は、従前とそれ程評価が変わっていないようですが、これは質問内容が悪かったと感じます。商店街の利便性や快適性については、人によって解釈の違いが生じると思うので、事業によりどこが変わったのかをイメージできる設問とすべきだったと思います。

その他の設問は良かったように思います。

実施課程の評価について、添付様式3-②の中で、「オブザーバー」と書かれていますが、これは街づくり協議会における市の位置づけを意味しています。「市と協働で「まちづくり事業」を実施」と記載されているので、ここで「オブザーバー」と記載する必要はないと思います。

【委 員】

住民参加のプロセスが妥当であるかどうかは、街づくり協議会がどのような位置づけにあるかが重要になると思います。街づくり協議会は、例えば市の条例等において明確に位置づけられているのでしょうか。神戸市の場合であれば、まちづくり条例において、協議会からまちづくり提案を受け、市が採用すれば、住民と協働で事業を進めていくという、協働体制が明文化されています。

【担 当 課】

街づくり協議会は市の条例に位置づけられたものではありません。地元で会則を定め、独自に立ち上げられた協議会となっております。事業化に至っては、にじきた街づくり協議会から市長へ「まちづくり提案書」が提出され、これを元に市で事業化の検討を行い、都市再生整備計画事業として実施しました。

【会 長】

協議会の実施頻度は74回ということで、熱心に活動されたのですか。

協議会のメンバーの規模はどれぐらいでしょうか。

**【担当課】**

自治会の会長や商店街の会長など約 15 名程度が月に 1 回程の開催頻度で協議会を開催しております。メンバーの皆さんは、北口駅周辺の街の変化を受けて、自分たちの街について非常に熱心に様々な内容を議論し取り組まれております。

**【会長】**

効果発現要因の整理についてはどうでしょうか。

どの事業の実施によりどのような効果があったかということは、整理のとおりだと思います。今後の活用欄に記入している事項については、今後のまちづくり方策に繋がると考えてよろしいですか。

**【担当課】**

はい。

**【会長】**

事後評価原案の公表についてもよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

意見なし

**【会長】**

それでは、「事業評価の手続き」について審議を行います。「事後評価の手続き」については、適切に実施されていると判断します。よろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、続きまして「今後のまちづくり」について、説明をお願いいたします。

(2) 今後のまちづくりに関する審議

**【担当課】**

議事の 4、今後のまちづくりについてご説明致します。

まず、まちの課題の変化についてです。お手元の資料『事後評価の添付資料 添付様式 5 -

①、②』をご覧ください。

都市再生整備計画に書かれたまちの課題としては「地区内の通過交通等に対する安全で快適な歩行環境の形成」、「都市核にふさわしい駅前やしつらえや、良好な住宅地としての魅力向上」、「良好な地域コミュニティを形成することで安全で快適なまちづくりを推進する」の3つがあります。これらの課題に対して、街づくり協議会からの提案を受けた各事業について、地元や管理者と協議を行いながら、地元の街づくり協議会と市が協働で事業を実施したことにより、満足度調査や交通量調査の指標の達成状況でも確認できていることから、一定の改善が図られたことは、説明のとおりでございます。

また、これらの課題に対して、残された未解決の大きな課題としては、特には挙げられませんでした。

続いて、今後のまちづくり方策についてです。お手元の資料『事後評価の添付資料 添付様式5-③』をご覧ください。

都市再生整備計画事業による効果を持続させるために行う方策としましては、やはり今後も地域、地元が主役となり、継続して、安全・安心・快適・活性を基本理念とした愛着あるまちづくりを行うことを目的に、まちづくり活動を継続していくことが基本であると考えております。実際に「にしきた街づくり協議会」は先の説明のとおり継続して活動していくこととなっております。

市としましては、今後も西宮北口駅北西地区が、地元住民が主体的に取り組む防犯活動や美化活動などの実施に対して、必要に応じて活動支援を行うこととしております。

また、新たな課題としましては、歩行環境の向上により、自転車も通行しやすくなり交通量も増加しており、自転車利用者の運転マナーや駐輪マナーが悪いという意見や、駅前公園においては夜間に若い人達が騒いでいる時もあり迷惑しているという声も聞いております。

改善事項としましては、自転車利用者や公園利用者のマナー向上などについて、交通安全思想の普及の徹底、地域のマナー啓発活動などを、地域活動と連携しながら、地道に改善を図っていくことが重要であると考えております。

以上が議事4「今後のまちづくり」に関する説明でございます。

#### 【会 長】

それでは、説明がありました「今後のまちづくり」について質問、意見等を受けたいと思います。

先程の効果発現要因の整理での今後の活用での記述は、道路等の適切な維持管理や地域のソフト的な取り組みに対する支援等、今後進めていく基本的な考え方を示しており、新たな課題に対する改善事項としては「利用者のマナー向上」と具体的な事項として書かれています。事後評価シートの形式がこのようになっているので基本的にはこの整理で良いと思います。

#### 【委 員】

今後のまちづくり方策の内容については、市が行った基盤整備をどのように使用、維持し

ていくのかということが記載されており良いと思います。しかし、まちづくりのプロセスの公平性や透明性を今後どのように保障するのかというシステムが明確でないと思います。先ほど申し上げたとおり、街づくり協議会の市での位置づけが不明確であり、まちづくり提案を受けた場合、市はどのように受けとめ、どのように協議し、採用するのか、採用できないのか。そのプロセスが保障されることによって、実際にまちづくりがうまくいくのか、意見を聞くだけの場として機能するのかに関わってくると思いますので、協働のまちづくりをどのようなプロセスで保障するのかということを、市の中での考えを整理、ルール化する必要があると思います。

#### 【会 長】

地域の人たちは、協議会で提案して取り組んできた事業の実施に対して、大多数が良かったと思っているのか、また少数派の違った意見の人の考え方はどうであったのか、事業の進め方に対する意見の分布はどうであったか等、今後、市が地域と協働のまちづくりを実施する上で、その点は総括していく必要があると思います。

協議会方式でのまちづくりはどこの市でも行われており、制度的に少数派の意見を無視しているというような構造的な問題はないと思います。むしろ協議会の中でどういう案作りをされているかという協議会のマネジメントによる問題だと思います。

#### 【担 当 課】

この北西地区の街づくり協議会は、条例等に定められていない協議会ですが、市として他の地区でも同じような街づくり協議会ができて、市が全て事業化するというものではありません。当地区は、本市の都市核の1つである「西宮北口駅周辺地区」の駅北西部に位置しております。これまでに、北東地区と南西地区は、区画整理事業や再開発事業が行われ、南東地区については阪急西宮ガーデンズが整備され、それぞれ都市機能を改善してきております。

市は北口駅周辺地区について都市核としてのまちづくりを行うため、都市総合再開発促進計画に位置づけておりましたが、この北西地区については、阪神淡路大震災でも特に大きな被害は無かったため、他の地区に比べ都市基盤施設の更新が図られていない地区でした。

そこで今回、地元「街づくり協議会」から提案された「まちづくり提案書」に基づき、市がオブザーバーとして協議会に参画しながら、街のリニューアルや魅力向上を図るための整備を行ってきました。

#### 【会 長】

従来のまちづくりは、行政が地域に入り込んで、指導的に方針を説明し事業を進めてきました。北西地区の場合は、地域の方が「どのような街にしたいのか」ということで、合意形成を図りながらまちづくりの案を考え、市は必要に応じてお手伝いをし、実際に事業を進めてきたと思います。これは、従来のまちづくり手法に比べると最初の段階から地域の声を反映することができ、良いと思います。

地域の人たちが市全体における事業の位置づけなどは理解されておられないと思いますの

で、その点はどういう位置づけの事業なのか、レクチャーをするなどして市民と協働で取り組まれたら良いと思います。

問題は、地域の中でも様々な考えを持った方が出てきますので、そういう中でどういう案に絞り込んでいくかというプロセスが成熟化されたものになっているかどうか、事後評価ではそういう点を行政として次の街づくりに活かすためにも検証していく必要があると思います。今回の事後評価で実施した満足度調査だけでは、少数派の意見がなかなか現れにくい集計方法になっているので、地域のいろいろな意見に対してもフォローアップに努め、きめ細やかな対応を実施するという方法もあるのではないかと思います。西宮市でのこれからのまちづくりにおいて、地域の人達とどうコミュニケーションを図っていくかということが重要だと思いますので、検討していただけたらと思います。

**【副会長】**

今後も市は協議会に継続して出席されるのでしょうか。

**【担当課】**

これまでは、地元の提案に基づいた地区内での工事がありましたので市街地整備課が積極的に街づくり協議会に出席しておりました。しかし、今後は街づくり協議会がどのような取り組みを行うかによって、市の担当部署も異なってまいりますので、その都度、必要に応じて支援を行うことになると考えております。現在、市は協議会において今後活用できる助成金制度等を紹介しており、協議会では次年度以降の取り組み内容について協議をしているところです。

**【副会長】**

協議会の運営費などはどのようになっていたのでしょうか。また、コンサルタント派遣等は行っていたのでしょうか。

**【担当課】**

事業の中で、まちづくり活動支援事業として、コンサルタント派遣の支援を行ってまいりました。

**【会長】**

それでは、「今後のまちづくり方策」について審議を行います。行政として、地域とのコミュニケーションについてどうフォローアップしていくかという意見が出ました。それ以外の「今後のまちづくり方策」については、委員会として異議なしとしてよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし

**【会長】**

ありがとうございます。

最後になりましたが今後のスケジュールについて報告をお願い致します。

### (3) 評価委員会後のスケジュールについて

#### 【担当課】

今後のスケジュールについてですが、今回評価委員会で頂きました意見を追加致しまして平成26年2月頃に国へ『事後評価(案)』を提出し報告します。その後、平成26年3月に『事後評価』を確定し、担当課の窓口と市のHPで公表いたします。

#### 【会長】

以上で本日の審議は終了いたしますが、内容を事務局で整理し、各委員に確認の上、評価シートを取りまとめて提出願います。

会議録については、今回の記録を事務局で要約し、先生方のチェックが終わりましたら、鈴木先生と私のサインを取りに来てください。

#### 【委員一同】

ありがとうございました。

以上 審議時間1時間10分